

平成 24 年度

産地活性化総合対策事業のうち産地収益力向上支援事業のうち

国産原材料サプライチェーン構築事業公募要領

平成 24 年 4 月

農林水産省生産局

第1	総則	1
第2	公募対象事業	1
1	地区推進事業	1
2	整備事業	1
第3	対象品目	3
第4	事業の成果目標	3
第5	目標年度	4
第6	応募要件	4
1	地区推進事業	4
2	整備事業	5
第7	事業の補助要件	6
1	地区推進事業	6
2	整備事業	6
3	地区推進事業及び整備事業の選定	6
4	費用対効果分析	8
第8	事業実施期間	8
第9	補助金の額、補助率等	8
1	補助率等	8
2	補助金配分額	8
第10	事業実施計画の公募期間等	8
第11	応募手続	8
第12	事業の実施基準	9
1	地区推進事業及び整備事業	9
2	地区推進事業	9
3	整備事業	15
4	留意事項	32
第13	審査方法	33
1	補助金等交付候補者の選定	33
2	交付決定に必要な手続	33

国産原材料サプライチェーン構築事業公募要領

第1 総則

国産原材料サプライチェーン構築事業（以下「本事業」という。）に係る公募の実施については、この要領に定める。

第2 公募対象事業

公募する事業は次に掲げるとおりとする。

1 地区推進事業

加工・業務用需要における国産原材料の安定供給体制の確立や付加価値の高い製品・サービスの提供による国産原材料需要の開拓を図るため、生産から流通・加工に至る各プロセスにおいて以下の対策を講じることにより、加工・業務用向けの新たなサプライチェーンの構築を推進するものとする。

(1) 全品目共通

- ア 国産原材料供給・利用協議会の開催
- イ 新品種等現地適応性試験の実施
- ウ 導入品種等の加工適性試験の実施
- エ 種子種苗等の供給体制の整備
- オ GAP・トレーサビリティ手法の導入
- カ 機械・設備等のリース

(2) 安定供給体制確立支援型

- ア 野菜及び果樹
 - (ア) 低コスト流通システムの実証
 - (イ) 労働力調整・安定出荷体制の確立
 - (ウ) 園地等の再編の推進
 - (エ) 園地・栽培施設のリース
 - (オ) 共同利用機械整備
- イ 麦類及び豆類
 - (ア) コスト縮減のための乾燥調製施設再編
 - (イ) 共同利用機械整備

(3) 付加価値向上等緊急支援型

- ア 耕種作物及び畜産物
 - (ア) 新たな栽培技術等の実証・普及
 - (イ) 付加価値産地体制の確立
 - (ウ) 付加価値加工流通体制の確立
 - (エ) 商品化試験
 - (オ) 共同利用機械整備

イ 畜産物

商品需給情報管理システムの開発

2 整備事業

地区推進事業を実施する上で必要な施設等を整備するものとする。

(1) 安定供給体制確立支援型

ア 野菜及び果樹

(ア) 耕種作物小規模土地基盤整備

- a 園地改良
- b 暗きょ施工
- c 新植・改植・高接
- d 土壌土層改良

(イ) 耕種作物共同利用施設整備

- a 共同育苗施設
- b 農産物処理加工施設
- c 集出荷貯蔵施設
- d 生産流通加工管理施設
- e 農作物被害防止施設
- f 生産技術高度化施設
- g 種子種苗生産関連施設

イ 麦類及び豆類

(ア) 耕種作物小規模土地基盤整備

- a 暗きょ施工
- b 土壌土層改良

(イ) 耕種作物共同利用施設整備

- a 乾燥調製施設
- b 穀類乾燥調製貯蔵施設
- c 農産物処理加工施設
- d 集出荷貯蔵施設
- e 生産流通加工管理施設
- f 生産技術高度化施設

(2) 付加価値向上等緊急支援型

ア 耕種作物

(ア) 耕種作物小規模土地基盤整備

- a 園地改良
- b 暗きょ施工
- c 改植
- d 土壌土層改良

(イ) 耕種作物共同利用施設整備

- a 共同育苗施設
- b 乾燥調製施設
- c 穀類乾燥調製貯蔵施設
- d 農産物処理加工施設
- e 集出荷貯蔵施設
- f 生産流通加工管理施設
- g 農作物被害防止施設
- h 生産技術高度化施設
- i 種子種苗生産関連施設

- イ 畜産物
 - 畜産物共同利用施設整備
 - (ア) 畜産物加工施設
 - (イ) 家畜飼養管理施設

第3 対象品目

本事業の助成の対象となる品目は、野菜、果樹、麦類、豆類及びその他品目とする。地区推進事業及び整備事業のうち安定供給体制確立支援型の助成の対象となる品目は、野菜、果樹、麦類及び豆類とする。

地区推進事業及び整備事業のうち付加価値向上等緊急支援型の助成の対象となる品目は、その他品目とする。

その他品目の要件及び基準等は、耕種作物及び畜産物について次のとおりとする。

1 耕種作物

てん菜、さとうきび、でん粉原料用バレイショ、でん粉原料用かんしょを除く地域特産物であって、全国での栽培面積が500ha以上である品目を対象とする。ただし、事業の対象となった品目の1世帯当たりの年間消費金額が基準年に比べ1割以上増加した場合には、当該品目を対象外とする。

2 畜産物

食肉(牛肉・豚肉・鶏肉)については、加工・業務用向け使用量における国産原料使用割合が、事業実施年度の前年と比較して、5ポイント以上向上した場合には対象外とする。鶏卵については、原料卵使用量における国産鶏卵使用割合が、95%を超えた場合には対象外とする。牛乳乳製品については、独立行政法人農畜産業振興機構の調査で得られたチーズの業務用消費率から算出した推定業務用チーズ消費量が、事業開始後、前年より8,000トン以上増加した場合には対象外とする。

第4 事業の成果目標

地区推進事業及び整備事業の対象品目について、以下のいずれかの成果目標の基準を満たすものとする。

なお、1の成果目標の基準を設定する場合は、事業の対象品目ごとに設定するものとする。

1 国産原材料の供給力の向上

生産者、中間事業者及び食品製造業者等間の全ての取引段階において、

- (1) 国産原材料供給・利用協議会の生産者が生産した加工・業務用原材料及びこれを使用した製品等の協議会内への出荷量(以下「協議会内出荷量」という。)をそれぞれ10%以上増加させること。

又は、

- (2) 当該品目について、加工・業務用仕向け取引に初めて取り組む場合等、(1)の目標値算出が不可能な取引段階がある場合は、当該取引段階における全出荷量のうち、協議会内出荷量の割合を5%以上とすること。

なお、本成果目標の設定に当たっては、成果目標年度において、全ての構成員が協議会内出荷量を増加させること、かつ、国産原材料供給・利用協議会外への出荷量を含めた全ての出荷量を現状以上増加させることを前提とする。

(3) 平成 21 年度から、既に本事業を 3 年間実施した協議会が、平成 24 年度に新たな取組として事業に応募する場合にあっては、既に取り組んでいる事業の目標を達成することが確実と見込まれること。

2 国産原材料の供給連鎖による付加価値の向上

生産者、中間事業者及び食品製造業者等の全ての取引段階において、

(1) 国産原材料供給・利用協議会の生産者が生産した加工・業務用原材料及びこれを使用した製品等の協議会内への販売金額及びサプライチェーンの最終段階に位置づけられる食品製造業者等については協議会外への販売金額（以下「協議会内販売金額」という。）をそれぞれ 5%以上増加させること。

又は、

(2) 当該品目について、加工・業務用仕向け取引に初めて取り組む場合等、(1)による目標値算出が不可能な段階がある場合は、当該段階における全販売金額のうち、協議会内販売金額を 3%以上とすること。

なお、本成果目標の設定に当たっては、成果目標年度において、全ての構成員が協議会内販売金額を増加させること、かつ、国産原材料供給・利用協議会外への販売金額を含めた全ての販売金額を現状以上増加させることを前提とする。

第 5 目標年度

目標年度は、事業実施計画承認初年度の 3 年後とする。

ただし、整備事業において、果樹の新植・改植・高接を実施する場合にあっては事業実施年度の 8 年後、茶の改植を実施する場合にあっては事業実施年度の 7 年後を成果目標年度とする。これらの場合、地区推進事業を実施した初年度の 3 年後を中間目標年度とする。

第 6 応募要件

本事業で公募する応募主体等は次に掲げるとおりとする。

1 地区推進事業

(1) 国産原材料供給・利用協議会

ア 生産者、中間事業者、食品製造業者等（飲食物（飲食料品又はその原料若しくは材料として使用される農林水産物をいう。）の製造、加工又は製造若しくは加工を行うとともに当該飲食物の販売の事業を行う者をいう。以下同じ。）を構成員に含むこと。

イ アに掲げる構成員のいずれかに事務局を置くこと。

ウ 代表者、組織及び運営についての会則が策定されていること。また、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有していること。

なお、会則の記載事項は、次に掲げるものとする。

(ア) 名称、住所及び目的に関すること。

(イ) 事業の実施期間及び実施体制に関すること。

(ウ) 補助金の管理及び執行に関すること。

(エ) その他事業の実施に必要なこと。

エ 中間事業者とは、次に掲げる全ての要件を満たす民間事業者をいう。

(ア) 事業対象品目の農産物を加工・業務用原材料として生産者から購入すること。

- (イ) 食品製造業者等の需要に合わせた数量、品質、形態等での供給を行うこと。
- (ウ) 加工・業務用需要対応のため、産地の指導及び育成の取組を行うこと。

なお、生産者は中間事業者を、中間事業者は食品製造業者等を兼ねることが出来るものとし、生産者が中間事業者を兼ねる場合は（ア）の「生産者から購入」とあるのは「自ら生産」と、中間事業者が食品製造業者等を兼ねる場合は（イ）の「形態等での供給」とあるのは「形態等で自ら確保」と読み替えるものとする。

- (エ) 生産者が中間事業者を、中間事業者が食品製造業者等を兼ねる場合で、国産原材料供給・利用協議会の構成員が2者となる場合は、成果目標年度までに、新たに中間事業者と直接取引を行う他の生産者又は食品製造業者等を国産原材料供給・利用協議会に加える事業実施計画を策定すること。

- (2) 共同利用機械整備については、法人格を有する国産原材料供給・利用協議会及び次に掲げる法人又は団体であって、国産原材料供給・利用協議会の構成員であるものとする。

ア 農業協同組合連合会

イ 農業協同組合

ウ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の3に規定する農事組合法人をいう。以下同じ。）

エ 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）

オ 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する特定農業団体をいう。以下同じ。）

カ その他農業者の組織する団体

代表者、組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行いうる団体に限るものとする。

2 整備事業

(1) 応募主体

法人格を有する国産原材料供給・利用協議会及び次に掲げる法人又は団体であって、国産原材料供給・利用協議会の構成員であるもの。

ア 農業協同組合連合会

イ 農業協同組合

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農業生産法人

オ 特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

キ 事業協同組合及び事業協同組合連合会

ク 中間事業者

(2) 整備事業の対象地域

ア 整備事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域（以下「農用地区域」という。）及び生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条に基づく生産緑地地区（以下「生産緑地」という。）とする。

イ 施設設置場所と受益地が同一となる生産施設について、設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により、農地に形質変更を加える必要がある場合や未利用又は自然エネルギーの効率的・効果的な利用を図るために必要な場合にあっては、農用地区域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。

ウ 農産物処理加工施設及び集出荷貯蔵施設については、サプライチェーン構築において効率的かつ円滑な原材料供給・利用に資する場合は、農用地区域又は生産緑地以外にも設置できるものとする。

ただし、この場合にあっては、当該施設で処理加工される、又は集荷及び貯蔵される農産物は、原則として農用地区域及び生産緑地で生産されたもの並びにイの施設で生産されたものに限るものとする。

第7 事業の補助要件

1 地区推進事業

事業の補助要件は次のとおりとし、これらの全てを満たすこと。

- (1) 受益農家が原則として3戸以上であること。
- (2) 事業実施による成果目標を定めていること。
- (3) 共同利用機械の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。
- (4) 共同利用機械を整備する場合については、他の地区推進事業と一体的に実施すること。

2 整備事業

事業の補助要件は次のとおりとし、これらの全てを満たすこと。

- (1) 受益農家が原則として3戸以上であること。
- (2) 事業実施による成果目標を定めていること。
- (3) 施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。
- (4) 地区推進事業と一体的に実施すること。

3 地区推進事業及び整備事業の選定

地方農政局長（北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局局長。以下同じ。）は、第6の応募要件、1及び2の補助要件及び別表1に定める事項等の確認により、次に掲げる全ての項目を満たす場合に限り、事業実施計画の選定を行うものとする。

なお、採択に当たっての基準ポイントは、別表2に掲げるとおりとし、原則として、基準ポイントの合計数が高いものを優先的に採択するものとする。

- (1) 取組の内容が本事業の目的に沿っていること。
- (2) 取組の内容が推進体制、事業スケジュール等から適切であること。
- (3) 取組の内容が国の公表した「国産原材料による加工・業務用需要への対応指針」の内容に沿ったものであること。
- (4) 地区推進事業のうち共同利用機械整備及び整備事業を行う応募主体は、次に掲げる要件を満たしていること。なお、生産者、中間事業者及び食品製造業者等は同一の国産原材料供給・利用協議会に所属していることを要する。

ア 生産者が整備事業を行う場合

(ア) 中間事業者と基本契約（国産農畜産物の供給に係る書面による契約であって、

対象となる農畜産物、供給期間及び供給数量について約するものをいう。以下同じ。)を締結していること。

(イ) 生産者が中間事業者を兼ねる場合にあっては食品製造業者等と基本契約を締結していること。

イ 中間事業者が整備事業を行う場合

中間事業者が生産者と基本契約を締結していること。

ウ 法人格を有する国産原材料供給・利用協議会が整備事業を行う場合

地区推進事業のうち共同利用機械整備及び整備事業を行う国産原材料供給・利用協議会の生産者と中間事業者の間、中間事業者と食品製造業者等の間で対象品目を同じくする基本契約を締結していることとする。生産者が中間事業者を兼ねる場合又は中間事業者が食品製造業者等を兼ねる場合にあっては、生産者と食品製造業者等又は生産者と中間事業者が基本契約を締結していることとする。

(5) 整備を予定している機械及び施設等が、成果目標達成に直結するものであること。

(6) 国産原材料供給・利用計画に基づく機械及び施設等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、機械及び施設等の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。

(7) 機械及び施設等の能力及び規模が、受益者数、受益地域の範囲等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと。

(8) 整備を予定している施設のうち、処理・加工、販売、食材供給等の機能を有する施設については、当該施設で取り扱う農畜産物の仕入・販売等に関する計画が明らかになっていること。

(9) 機械及び施設等の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。

(10) 機械及び施設等それぞれの投資費用及び規模が、必要最小限のものと認められること。

(11) 応募主体において応募主体負担分の適正な資金調達と償還計画及び維持管理計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれること。

(12) 応募主体が、農業協同組合連合会又は農業協同組合である場合は、次に掲げる女性の参画に関する事項を設定していること、又は事業実施期間中に設定することが確実であると見込まれることとする。

ア 応募主体が農業協同組合連合会である場合は、都道府県内の農業協同組合における女性の選出枠の設定その他女性の参画に関する数値目標

イ 応募主体が農業協同組合である場合は、当該組織における女性の選出枠の設定その他女性の参画に関する数値目標

(13) 乳用牛及び肉用牛を対象として、畜産振興に係る整備事業（畜産環境及び畜産物の処理・加工・流通関連施設を除く。）を実施する応募主体は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について」（平成18年3月31日付け17生畜第2867号生産局長通知）に基づく飼料自給率向上計画を策定していること又は事業実施期間中に策定することが確実であると見込まれるものとする。

(14) 応募主体が、過去2年間に農産物及び食品の契約取引や安定供給に影響を及ぼす法令等について、国や地方公共団体から罰則、改善命令等の処分が行われている場合にあっては、処分完了後に、本事業に係る国産原材料の生産、流通、加工等が適

切に行われることが書面をもって問題がないと認められること。

4 費用対効果分析

機械・施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれるものとする。

その判断に当たっては、投資が過剰とならないよう、整備する機械・施設の導入効果について、「強い農業づくり交付金等における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、経営局長、生産局長通知。以下「費用対効果分析通知」という。）により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分検討するものとする。

第8 事業実施期間

本事業は単年度で完了することを原則とする。

第9 補助金の額、補助率等

1 補助率

(1) 地区推進事業

定額とする。

ただし、共同利用機械整備については1/3以内とする。

(2) 整備事業

1/3以内とする。

ただし、次に掲げる場合にあつては、補助率を2/5以内とする。

ア 本事業の対象作物がパインアップルの場合

イ 沖縄県において家畜飼養管理施設を整備する場合

2 補助金配分額

(1) 付加価値向上等緊急支援型の対象となるその他品目に係る取組については、原則として予算額の2割を上限として配分するものとする。

(2) 補助金の交付に当たっては、採択地区数を確保するため、仮配分上限額を以下のとおり設定し、要望額の合計が予算枠を上回る場合は、採択の優先順位の高い順に仮配分上限額の範囲内で交付するものとする。交付した結果、予算枠に残額が生じる場合は、採択の優先順位の高い順番で仮配分上限額を超えた分の金額を交付するものとする。なお、採択の優先順位が同じ取組が複数あり、これらの取組に対して同様に補助額を交付すると予算枠を超える場合は、按分して交付することとする。

ア 地区推進事業：1件当たり3千万円（国費ベース）

(3) 本事業の予算額のうち、今回配分する予算枠については、要望状況等を勘案し判断する。

第10 事業実施計画の公募期間等

事業実施計画の公募期間その他の事項については、農林水産省ホームページにおいて公表するものとする。

第11 応募手続

1 応募主体は、第6の1の(1)に従い国産原材料供給・利用協議会を組織し、別記

様式第1号により国産原材料供給・利用計画を含む事業実施計画を作成し、原則として国産原材料供給・利用協議会の事務局が所在する区域が都府県にある場合にあつては地方農政局の地域センター（以下「地域センター」という。）を、北海道にある場合にあつては北海道農政事務所を経由して地方農政局長に提出し、承認を得るものとする。

なお、国産原材料供給・利用計画は、3年間を取組期間とする。

- 2 地方農政局長は、事業実施主体から提出された事業実施計画等について、当該事業実施主体が所在する都道府県（以下「関係都道府県」という。）に情報提供するものとする。
- 3 2の情報提供を受けた関係都道府県は、事業実施計画等について、各都道府県における農業の振興方針等に照らし必要と認めるときは、地方農政局長に意見を提出することができる。
- 4 3の意見の提出を受けた地方農政局長は、事業実施計画の審査に際し、当該意見について十分配慮するとともに、当該審査結果について関係都道府県に情報提供するものとする。
- 5 国産原材料供給・利用計画に沿った取組を行うため、地区推進事業を行う場合は、原則として当該計画策定年度から3年間取り組むこととする。

第12 事業の実施基準

1 地区推進事業及び整備事業

- (1) 応募主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業を本事業の補助対象とすることは、認めないものとする。
- (2) 国は、取組の進捗状況に応じて、これを全国的に波及させるための手法について検討を行うとともに、現地検討会や成果検討会の開催、成果事例集の作成等をもって本事業のモデルを波及させるための取組に努めるものとする。
- (3) 受益農家が、事業開始後にやむを得ず3戸に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、3戸以上となるように努めるものとする。

2 地区推進事業

(1) 一般基準

- ア 地区推進事業の実施に当たっては、(2)のアの国産原材料供給・利用協議会の開催を必須とする。
- イ 補助対象経費は、本事業に直接要するもので、共同利用機械整備のほかは別紙に定める経費であつて、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。
- ウ 販売促進のために実施するPR活動としての、ポスター、リーフレット等の作成、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等マスメディアによる宣伝・広告等に係る経費は、補助の対象外とする。
- エ 応募主体は、地区推進事業の実施において、地方農政局長が適当と認める事業又は専門的な知見を要する事業を、必要に応じて一部委託することができるものとする。

(2) 全品目共通

- ア 国産原材料供給・利用協議会の開催

国産原材料の生産・流通・販売等の推進を図るため、連携して事業に取り組む生産者、中間事業者、食品製造業者等、学識経験者等で構成される協議会を開催するものとする。

イ 新品種等現地適応性試験の実施

実需者が求める新品種等の導入のための検討会、実証試験を実施できるものとする。なお、実証試験の実施に係るほ場借上料、管理作業・生育・調査賃金、栽培等管理指導費、品種特性等検査費等は、補助の対象に含むことができるものとする。

ウ 導入品種等の加工適性試験の実施

対象品種について中間事業者、食品製造業者等の要望する加工適性を評価するための検討会、加工適性試験等を実施できるものとする。なお、試験の実施に係る設備使用料、品質分析費等は、補助の対象に含むことができるものとする。

エ 種子種苗等の供給体制の整備

加工・業務用需要に対応した品種の種子・種苗及び家畜の導入を円滑に推進するため、生産管理システムの検討、生産技術講習会の開催等を実施できるものとする。なお、講習会の開催に係る実証ほ設置費、種子・種苗等購入費、栽培等状況調査費等は、補助の対象に含むことができるものとする。

オ GAP・トレーサビリティ手法の導入

生産から流通までの安全・安心の確保のため、GAPやトレーサビリティの導入のための検討会、システム実証、マニュアルの作成等を実施できるものとする。なお、実証に係る土壌・生産物の分析費、システム構築に必要な備品費等は、補助の対象に含むことができるものとする。

カ 機械・設備等のリース

国産原材料安定供給に必要な農業用機械、保冷車、保冷库、選果ライン、加工ラインをリースにより導入する場合のリース料を補助対象とすることができるものとする。なお、リース料は「機械・設備の導入費用／耐用年数」以下であることを要する。

(3) 安定供給体制確立支援型

ア 野菜及び果樹

(ア) 低コスト流通システムの実証

産地からの出荷形態、流通経路、原材料の食品製造業者等への販売形態、一貫した温湿度管理等の全体を網羅した流通システムの検討実証を実施できるものとする。なお、実証に係るコンテナのリース料等は補助対象とすることができるものとする。

(イ) 労働力調整・安定出荷体制の確立

加工・業務用需要に対応できる産地の円滑な育成のため、労力集中時期の労働力確保体制の確立に資する調査、求人情報システムの作成、就労者の研修・指導等を行うことができるものとする。

(ウ) 園地等の再編の推進

果樹の取組にあっては、加工・業務用需要に対応するための効率的かつ安定的な栽培を行うことを前提とし、傾斜地等に園地が点在している場合の園地の集積、再編のための調査、検討等を実施できるものとする。なお、調査、検討

等の結果、廃園される園地においては、病虫害の伝染源となるおそれがあると認められる場合の樹体の撤去等を実施できるものとする。

(エ) 園地・栽培施設のリース

加工・業務用需要への対応に資する産地体制の確立に必要な園地、栽培施設をリースにより導入する場合のリース料を補助対象とすることができるものとする。なお、リース料は「施設の導入費用／耐用年数」以下であることを要する。

(オ) 共同利用機械整備

国産原材料供給・利用計画を達成するため、他の地区推進事業と一体的に共同利用機械の整備を実施できるものとする。

イ 麦類及び豆類

(ア) コスト縮減のための乾燥調製施設再編

麦類・豆類にあつては、乾燥調製施設の効率的な運用を行うための施設再編を実施できるものとし、再編計画を策定するための協議会の開催を実施できるものとする。

(イ) 共同利用機械整備

国産原材料供給・利用計画を達成するため、他の地区推進事業と一体的に共同利用機械の整備を実施できるものとする。

(4) 付加価値向上等緊急支援型

ア その他品目共通

(ア) 新たな栽培技術等の実証・普及

新たな栽培技術や飼養管理技術の普及・定着の推進のため、実証ほの設置、機械の改良等を実施できるものとする。なお、実証の実施の作業に係る経費、種子・種苗等の資材費、機械リース等による実証経費、実証・評価レポート作成費等は、補助の対象に含むことができるものとする。

(イ) 付加価値産地体制の確立

産地での生産段階における付加価値の創出を確保するため、弾丸暗きよの施工及び堆肥の施用等の作業によるほ場の栽培環境の改善について、その実施に必要な機械のリース及び機械使用に係るオペレーターの雇用ができるものとする。また、乾燥調製施設の効率的な運用を行うための施設の再編計画を策定するための協議会の開催を実施できるものとする。

(ウ) 付加価値加工流通体制の確立

加工流通段階での付加価値の創出を確保するため、新たな商品展開を見据えた加工流通体制を確立するための加工施設や分析機械等の実証・導入を行うためリースによる機器導入及び作業の委託を実施することができるものとする。

(エ) 商品化試験

国産原材料の需要拡大のため、産地から調達した原料を主とした新商品の企画、試作及び開発、実需者、小売業者及び消費者を対象とした評価会の開催等による評価を実施することができるものとする。なお、試作・改良費、加工・製造技術指導費、評価会開催費、モニター調査費、評価用資料の作成費等は、補助の対象に含むことができるものとする。

(オ) 共同利用機械整備

国産原材料供給・利用計画を達成するため、他の地区推進事業と一体的に共同利用機械の整備を実施できるものとする。

イ 畜産物

(ア) 商品需給情報管理システムの開発

産地で付加価値を創出した畜産物をその特色を生かしたまま効率的かつバランスよく供給するため、商品の受注・販売状況及び消費者ニーズ等を迅速にフィードバックするシステムモデルの開発・構築を実施することができるものとする。

(イ) 共同利用機械整備

国産原材料供給・利用計画を達成するため、他の地区推進事業と一体的に共同利用機械の整備を実施できるものとする。

(5) 共同利用機械整備

(3) のアの(オ)、イの(イ)、(4) のアの(オ)及びイの(イ)の共同利用機械整備に当たっては以下のとおりとする。

ア 共同利用機械を整備する場合においては、本取組以外の地区推進事業と一体的に実施するものとする。

イ 応募主体が農業者等の組織する団体である場合において、次のいずれかの要件を満たす場合については、3戸未満であっても応募主体として認めるものとする。この場合にあつては、応募主体は、事業実施計画に別記様式第2-1号又は第2-2号の事業実施主体要件適合確約書(特定農業法人(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。)用又は農業生産法人(農事組合法人以外の農業生産法人)用)を添付するものとする。

(ア) 事業実施計画策定時に、特定農業法人であつて、次の要件を全て満たすものであること。

なお、c及びdの目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

a 本事業終了後5年間特定農業法人であるか、基盤強化法第23条第4項の農用地の利用の集積を行うことが確実であると見込まれること。

b 特定農用地利用規程(基盤強化法第23条第7項に規定する農用地利用規程をいう。以下同じ。)の農用地の利用の集積目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

c 特定農用地利用規程の区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

d 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(イ) 事業実施計画策定時に、地方公共団体、農業協同組合連合会又は農業協同組合が構成員となつており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている農業生産法人であつて、次の要件を全て満たすものであること。

なお、b及びcの目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

a 離農希望者又は営農を中止する者からその所有する農用地、機械、施設等の経営資産を継承してほしい旨の申出があつた場合に、当該法人がその経営

資産を継承すること。

- b 当該法人の受益区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
- c 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
- ウ 農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体が応募主体となる場合は、当該応募主体は、事業実施及び会計手続を適正に行い、体制を有していなければならないものとする。
- エ 補助対象事業費は、当該事業実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、共同利用機械の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならないものとする。
また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。
- オ 共同利用機械整備の実施にあつては、各取組における方針、計画等が地域において策定されており、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。

カ 補助対象とする共同利用機械

- (ア) 補助対象とする共同利用機械の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）、「農業用機械施設の補助対象範囲の基準について」（昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連名通知）及び「補助事業により導入する農業機械に係る審査の適正化等について」（昭和60年4月5日付け60農蚕第1947号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連名通知）の定めるところによるものとする。

また、補助対象の内容等は、「産地活性化総合対策事業の対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて」（平成17年4月1日付け16生産第8267号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）によるものとする。

- (イ) 補助の対象とする共同利用機械は、新品によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。
- (ウ) 共同利用機械の導入に対する補助は、新たな技術体系の普及や高度な産地の育成等を図ることを目的にモデル的に実施するものであり、既存共同利用機械の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新をいう。）は、補助の対象としないものとする。
- (エ) 共同利用機械の能力及び規模は、産地の栽培面積、飼養頭数、生産数量、出荷計画等を勘案して決定するものとし、整備のための計画策定に当たっては、アンケート調査等により、農業者の共同利用機械の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況、利用継続が見込まれる年数等を明

らかにすることにより適切な能力・規模の決定を行うものとする。

また、コスト低減を積極的に推進し、複数の作物に利用が可能な共同利用機械については、清掃の励行等により、利用が可能な複数の作物への活用を推進するものとする。

さらに、生産コストの低減を図る観点から、農地利用の合理化及び共同利用機械の利用を十分推進し、効率的な生産体制の確立に資するよう配慮するものとする。

(オ) 共同利用機械の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、認定農業者（基盤強化法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）又はこれを目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。

a 認定農業者又はこれを目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。

b 必要に応じ、共同利用機械の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組み合わせ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

(カ) 環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意して整備を講ずるものとする。

キ 応募主体以外の者に貸し付けることを目的として共同利用機械を整備する場合については、次によるものとする。

(ア) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

(イ) 応募主体は、原則として、農業協同組合連合会及び農業協同組合に限るものとする。

(ウ) 当該機械の受益戸数は、原則として、3戸以上とする。

(エ) 応募主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該機械の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

(オ) 貸借契約は、文書によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

ク 麦類、豆類に係る取組については、「麦・大豆産地改革の推進について」（平成17年5月31日付け17生産第1222号農林水産省生産局長通知）に基づき産地強化計画を策定した産地又は策定することが確実と見込まれる産地において実施するものとする。

ケ 果樹の取組については、「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）に基づき果樹産地構造改革計画（以下「産地計画」という。）を策定した地域において実施することが望ましい。この場合、産地計画に位置づけられた加工・業務用仕向けの推進に係る取組と整合性を図ることとする。

また、当該都道府県において、対象品目に係る果樹収穫共済の引き受けが行

われている場合にあつては、受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入率が当該都道府県平均以上であること又は当該都道府県平均以上となることが確実と見込まれることとする。

- コ 野菜の取組については、「野菜の産地強化計画の策定について」（平成 13 年 11 月 16 日付け 13 生産第 6379 号農林水産省生産局長通知）に基づき産地強化計画を策定し、都道府県知事に認定を受けた地域において実施することが望ましい。
- サ 共同利用機械の格納庫については、「農業用機械施設の補助対象範囲の基準について」（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 農蚕第 2503 号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長、林野庁長官通知）の記の 2 によるものとする。
- シ 共同利用機械整備に当たっては、必要に応じてオペレーターの養成、生産の組織化、作業受委託の促進等の対策を講ずること等により、効率的な利用となるよう配慮するものとする。
- ス 事業の実施に当たっては、今後の農作物生産の機械化を推進する観点から、農林水産省に設置された「栽培様式標準化推進会議」で決定された「機械化のための標準的栽培様式」の活用を努めるものとする。
- セ 無人ヘリコプターについては、無人ヘリコプター利用技術指導指針（平成 3 年 4 月 22 日付け 3 農蚕第 1974 号農林水産省農蚕園芸局長通知）によるものとし、応募主体は、同通知第 7 の 1 に定める者を 1 人以上擁するものとする。
なお、応募主体等は、本対策の各事業の事業目的に沿って、同通知第 9 の 1 の研修等によって操作要員の技術向上を図ることができるものとする。

3 整備事業

(1) 一般基準

- ア 整備事業を実施する場合においては、地区推進事業と一体的に実施するものとする。
- イ 本事業で整備する施設で取り扱う事業対象品目は、原則として国産とし、かつ、当該施設においては、国産原材料供給・利用協議会の構成員である生産者により生産された加工・業務用原材料の処理量を施設全体の処理量の 3 割以上とすること。
- ウ 応募主体が農業者等の組織する団体である場合において、次のいずれかの要件を満たす場合については、3 戸未満であっても応募主体として認めるものとする。この場合にあつては、応募主体は、事業実施計画に別記様式第 2-1 号又は第 2-2 号の事業実施主体要件適合確約書（特定農業法人用又は農業生産法人用）を添付するものとする。
 - (ア) 事業実施計画策定時に、特定農業法人であつて、次の要件を全て満たすものであること。
 - なお、c 及び d の目標年は、事業実施年度からおおむね 3 年後とする。
 - a 本事業終了後 5 年間特定農業法人であるか、基盤強化法第 23 条第 4 項の農用地の利用の集積を行うことが確実であると見込まれること。
 - b 特定農用地利用規程の農用地の利用の集積目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

- c 特定農用地利用規程の区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
 - d 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
- (イ) 事業実施計画策定時に、地方公共団体、農業協同組合連合会又は農業協同組合が構成員となっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている農業生産法人であって、次の要件を全て満たすものであること。
- なお、b及びcの目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。
- a 離農希望者又は営農を中止する者からその所有する農用地、機械、施設等の経営資産を継承してほしい旨の申出があった場合に、当該法人がその経営資産を継承すること。
 - b 当該法人の受益区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
 - c 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
- エ 受益農家が、事業開始後にやむを得ず3戸に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、3戸以上となるように努めるものとする。
- オ 農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体が応募主体となる場合は、当該応募主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。
- カ 補助対象事業費は、当該事業実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設等の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならないものとする。
- また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。
- キ 各取組における方針、計画等が地域において策定されており、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。
- ク 補助対象とする共同利用施設
- (ア) 補助対象とする共同利用施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」及び「農業用機械施設の補助対象範囲の基準について」の定めるところによるものとする。
- また、補助対象事業費の内容等は、「産地活性化総合対策事業の対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて」によるものとする。
- (イ) 補助の対象とする共同利用施設は、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。
- ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合については、増築、併設等、合体施工若しくは直営施工又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。
- なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的

な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものに限るものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（平成18年9月8日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

(ウ) 共同利用施設の導入に対する補助は、新たな技術体系の普及や高度な産地の育成等を図ることを目的にモデル的に実施するものであり、既存共同利用施設の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新をいう。）及び共同利用施設の附帯施設のみの整備は、補助の対象としないものとする。

(エ) 共同利用施設の能力及び規模は、産地の栽培面積、飼養頭数、生産数量、出荷計画等を勘案して決定するものとし、整備のための計画策定に当たっては、アンケート調査等により、農業者の共同利用施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況、利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力・規模の決定を行うものとする。

また、生産コストの低減を図る観点から、農地利用の合理化及び共同利用施設の利用を十分推進し、効率的な生産体制の確立に資するよう配慮するものとする。

(オ) 共同利用施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、認定農業者又はこれを目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。

a 認定農業者又はこれを目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。

b 必要に応じ、共同利用施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組み合わせ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

(カ) 共同利用施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費は、補助の対象としないものとする。

(キ) 環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意して整備を講ずるものとする。

ケ 応募主体以外の者に貸し付けることを目的として共同利用施設を整備する場合には、次によるものとする。

(ア) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

(イ) 応募主体は、原則として、農業協同組合連合会及び農業協同組合に限るものとする。

(ウ) 当該施設の受益戸数は、原則として、3戸以上とする。

(エ) 応募主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

(オ) 貸借契約は、文書によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関

係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

コ 麦類及び豆類に係る取組については、「麦・大豆産地改革の推進について」に基づき産地強化計画を策定した産地又は策定することが確実と見込まれる産地において実施するものとする。

サ 果樹の取組については、産地計画を策定した地域において実施することが望ましい。この場合、産地計画に位置づけられた加工・業務用仕向けの推進に係る取組と整合性を図ることとする。

また、当該都道府県において、対象品目に係る果樹収穫共済の引き受けが行われている場合にあつては、受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入率が当該都道府県平均以上であること又は当該都道府県平均以上となることが確実と見込まれることとする。

シ 野菜の取組については、「野菜の産地強化計画の策定について」に基づき産地強化計画を策定し、都道府県知事に認定を受けた地域において実施することが望ましい。

また、生産技術高度化施設を整備する場合にあつては園芸施設共済への加入が確実と見込まれることとする。

(2) 耕種作物小規模土地基盤整備

耕種作物小規模土地基盤整備については、次のとおりとする。

ア 一般基準

(ア) 小規模土地基盤整備を実施する場合は、市町村又は事業実施地区全体の土地基盤整備の計画に留意しつつ、事前に土地改良事業を実施する土地基盤関係部局との調整を十分に行うものとする。

(イ) 小規模土地基盤整備の受益面積は、原則として5ヘクタール未満とする。

(ウ) 小規模土地基盤整備については、地域の実情等に応じ、事業費の低減を図るため適切と認める場合には、直営施工を推進するものとする。

(エ) 小規模土地基盤整備に係る用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱について」(昭和38年3月23日付け38農地第251号(設)農林省農地局長通知)を準用するものとする。

(オ) 果樹及び茶の取組のうち、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領(平成19年8月1日付け19企第101号農林水産省大臣官房長通知)別表1の(1)の基盤整備において助成対象とならない新植・改植・高接及びこれと一体的に行う園地改良にあつては、(イ)に定める事業規模以上について実施できるものとする。

イ 個別基準

(ア) 園地改良 茶の場合にあつては、作業の機械化による省力化及び低コスト化を前提とし、既存園の整理に伴う処理、うね向き変更等を行うものとする。

果樹の場合にあつては、作業の機械化による省力化及び低コスト化を前提とし、園内道の整備、傾斜の緩和等を行うものとする。

(イ) 暗きょ施工

a 排水効果による当該品目の収量又は品質の向上を前提とし行うものとする。

b 必要に応じて弾丸暗きよを含む地下水位管理システム（フォアス）整備を行うことができるものとする。

(ウ) 新植・改植・高接

果樹は新植、改植、高接を、茶は改植を事業の対象とする。

a 果樹の場合にあつては、次に掲げる（a）から（f）までに定めるところにより実施するものとする。

(a) 改植・高接の実施に当たっては、改植又は高接の農業経営上の得失を踏まえ、当該地域の品種構成、対象となる園地の樹齢及び樹勢等を勘案し、長期的にみてどちらの手法がより効果的であるかを十分検討の上実施するものとする。

また、傾斜地に立地することが多い果樹産地の実情にかんがみ、労働生産性の向上による中長期的な産地の維持及び発展を図る観点から、園地改良との一体的な実施について、特に留意するものとする。

(b) 新植については、みかん、りんごは対象としない。

(c) 補助対象とする品目・品種は国産原材料供給・利用計画に基づき加工・業務用に出荷されることが確実に見込まれる品目・品種とする。

(d) 加工・業務用に出荷されることが確実に見込まれる品目・品種であっても、原則として、転換元と同じ品目・品種への転換は補助対象としないものとする。ただし、客観的なデータに基づき大幅に生産性向上に資すると地方農政局長が認める技術を新たに導入する場合にあつてはこの限りではない。

(e) 補助対象とする園地は、防除、選果、出荷等の作業又は販売が、受益農業者によって共同で行われるものに限るものとする。

(f) 応募主体は、新植・改植・高接の対象となった園地の管理状況の把握に努め、受益農業者又はその後継者等により、継続的な営農及び適正な管理が行われるよう、継続的に指導を実施するものとする。

b 茶の場合にあつては、次に掲げる（a）から（c）までに定めるところにより実施できるものとする。

(a) 実施に当たっては、傾斜地に立地することが多い茶の生産の実情にかんがみ、労働生産性の向上による中長期的な産地の維持及び発展を図る観点から、園地改良の一体的な実施について、特に留意するものとする。

(b) 補助対象とする品種は、国産原材料供給・利用計画に明記された品種であり、かつ、国産原材料供給・利用協議会の構成員に対して、荒茶加工用又は仕上茶加工用として出荷されることが確実に見込まれる品種とする。

(c) 応募主体は、改植の対象となった園地の管理状況の把握に努め、受益農業者又はその後継者等により、継続的な営農及び適正な管理が行われるよう、継続的に指導するものとする。

(エ) 土壌土層改良

浅層排水、心土破碎、石れき除去、客土、心土肥培等をいうものとする。

(3) 耕種作物共同利用施設整備

耕種作物共同利用施設整備については、次のとおりとする。

ア 一般基準

- (ア) 温室については、「施設園芸の省エネルギー対策の推進について」（昭和54年6月15日付け54食流第3240号農林水産省経済局長、構造改善局長、農蚕園芸局長、食品流通局長通知）によるものとする。
- (イ) 野菜を対象として市場関係者が生産流通加工管理施設を整備する場合については、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。
- a 事業の実施に向けて、関係機関・団体の連携体制が整備されていること。
 - b 事業の実施に向けて、応募主体の体制・規模が整備されていること。
- (ウ) 次に掲げるものは、補助の対象としないものとする。
- a フォークリフト（回転アーム、プッシュプル及びハイマスト付きフォークリフトを除く。）
 - b パレット
 - c コンテナ（プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。）
ただし、イの（オ）のhにおけるプラスチック製通い容器については、この限りではない。
 - d 可搬式コンベヤ（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものと比べて同等以上の性能を有するものを除く。）
 - e 作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）
 - f 育芽箱
 - g 運搬台車
 - h 可搬式計量器（電子天秤を除く。）

イ 個別事項

(ア) 共同育苗施設

共同育苗施設については、育苗等に必要な以下の施設とする。

- a 床土及び種もみ処理施設
- b 播種プラント
- c 出芽施設
- d 接ぎ木装置
- e 幼苗活着促進装置
- f 緑化及び硬化温室
- g aからfまでの附帯施設

(イ) 乾燥調製施設

- a 乾燥調製施設とは、麦類、豆類、その他品目のうち耕種作物及びこれらの種子に係る次の施設とする。
 - (a) 荷受施設
 - (b) 乾燥施設
 - (c) 調製施設
 - (d) 出荷施設
 - (e) 集排じん設備
 - (f) 処理加工施設
 - (g) (a)から(f)までの附帯施設

なお、整備には、既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみから処理加工施設及び通気貯留ビンを増設すること並びに乾燥能力の増強及び調

製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。

b 麦類及び豆類にあつては、次に掲げる整備ができるものとする。

乾燥調製施設の再編整備

(a) 米麦施設への豆類割れ防止設備の組み込み等、豆類への汎用化

(b) 原料増加対応のための既存施設の荷受口、調製ライン、サイロの増設等の設備改修

(c) 遠赤外線、籾殻熱源乾燥設備等の省エネ型設備の導入

(d) 乾燥調製能力の増強

(ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設

穀類乾燥調製貯蔵施設とは、麦類、豆類、その他品目のうち耕種作物及びこれらの種子に係る次の施設とする。

なお、その整備に当たっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」(平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知)等によるものとする。

a 荷受施設

b 一時貯留施設

c 乾燥施設

d 調製施設

e 貯蔵施設

f 均質化施設

g 出荷施設

h 集排じん設備

i 処理加工施設

j a から i までの附帯施設

なお、整備には、既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン(通気貯留ビンを含む。)を増設すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。

(エ) 農産物処理加工施設

a 農産物処理加工施設については、農作物の処理加工に必要な以下の施設とする。

なお、建物を新設する場合の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。

(a) 加工施設

(b) 荷受及び貯蔵施設

(c) 乾燥及び選別・調製施設

(d) 精選及び貯留施設

(e) 搬送施設

(f) 計量施設

(g) 出荷及び包装施設

(h) 残さ等処理施設

(i) (a) から (h) までの附帯施設

なお、(b) から (h) までの施設については、(a) と一体的に整備す

るものとする。

- b 農産物処理加工施設については、地区推進事業を実施する国産原材料供給・利用協議会の構成員である生産者の生産する農産物を処理加工するものとするが、施設の効率的な利用等を図るため、品質の安定、規格の統一及び計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、国産原材料供給・利用協議会構成員以外の生産者により生産された農産物を扱う施設についても事業対象に含めることができるものとする。

なお、施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査、実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。

また、原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続を行うものとする。

- c aの(a)の「加工施設」とは、製粉機、製パン機、製麺機、ビール等醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、コロツケ製造機、甘しょパウダー製造機、荒茶加工機、仕上茶加工機、搾汁機、搾油機、トリミング用機械、食品加工機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、薫蒸処理機、攪拌機、洗浄機、殺菌機、高機能成分等を抽出する等高度な加工を行う機械等をいうものとする。

なお、荒茶加工機とは荒茶加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等、仕上茶加工機とは仕上茶の加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。

(オ) 集出荷貯蔵施設

- a 集出荷貯蔵施設については、農作物の集出荷及び貯蔵に必要な以下の施設とする。

なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。

- (a) 集出荷施設
- (b) 予冷施設
- (c) 貯蔵施設
- (d) 選別、調製及び包装施設
- (e) 品質向上物流合理化施設
- (f) 農産物取引斡旋施設
- (g) 残さ等処理施設
- (h) 通い容器関連施設
- (i) (a) から (h) までの附帯施設

なお、(b) から (d) まで及び (g) の施設については、(a) と一体的に整備するものとし、対象作物については、米及び麦は含まないものとする。

- b 集出荷貯蔵施設については、地区推進事業を実施する国産原材料供給・利用協議会の構成員である生産者の生産する農産物を集出荷するものとするが、施設の効率的な利用等を図るため、品質及び規格の統一並びに計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、国産原材料供給・利用協議会構

成員以外の生産者により生産された農産物を扱う施設についても、事業対象に含めることができるものとする。また、原則として、加工・業務用の原材料を集出荷するものとするが、原材料を供給する産地の生産出荷体制を勘案し、加工・業務用原材料の効率的かつ円滑な集出荷に必要な場合にあっては、一部生鮮向けを含むことができる。

- c 集出荷貯蔵施設の整備に当たっては、集出荷用専用ハードコンテナを整備することができるものとする。

なお、保冷車及び冷凍車については、補助対象は、コンテナ部分のみとし、トラック本体は、補助対象としないものとする。

- d aの(a)の「集出荷施設」の整備に当たり、糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合にあっては、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。

- e aの(c)の「貯蔵施設」は、品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、CA貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができるものとする。

また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。

- f aの(d)の「選別、調製及び包装施設」については、消費者及び実需者に生産情報を提供するためにIDコードや2次元コード等を品物に添付する施設を整備することができるものとする。

- g aの(e)の「品質向上物流合理化施設」とは、麦の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及びこれらの附帯施設並びに麦の容器（容量1トン未満のもの及びフレキシブルコンテナを除く。）とする。なお、整備に当たっては、受益地区内の共同乾燥調製施設（新設のもの及び増設又は増強を計画中のものを含む。）との十分な利用調整を行い、既設倉庫の有効利用について考慮するとともに、麦の生産、集出荷、流通等の実態を踏まえ、最も効率的なばら出荷方式を採用するものとする。

- h 集出荷貯蔵施設の整備において、流通経費の低減等に資する通い容器については、aの(a)の「集出荷施設」又はaの(h)の「通い容器関連施設」（通い容器の洗浄・保管等に必要な施設をいう。）と一体的に整備し、かつ、通い容器の適正な保管を含めた運営体制、台帳等により一元的な管理が確保される場合に限り対象とするものとする。

(カ) 生産流通加工管理施設

- a 生産流通加工管理施設については、産地の維持管理及び発展に必要な品質、土壌、気象、環境、消費者ニーズ等の収集・分析・検査、栽培管理の支援等を行うために必要な以下の施設とする。

(a) 分析診断施設

(b) (a)の附帯施設

- b aの(a)の「分析診断施設」では、土壌診断、水質分析、作物生育診断、

病虫害診断、品質分析（食味分析、成分分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。）、気象情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理もできるものとする。

また、品質を分析する機器として色彩選別機等を穀類乾燥調製貯蔵施設等に整備する場合には、設置する機器から得られた情報を基に産地全体の防除技術向上を図る等、産地の栽培管理体制が整備されることが確実な場合に限るものとする。

(キ) 農作物被害防止施設

a 農作物被害防止施設については、農業生産における被害を軽減するために必要な以下の施設とする。

(a) 防霜施設

(b) 防風施設

(c) 病虫害防除施設

(d) 土壌浸食防止施設

(e) (a) から (d) までの附帯施設

b aの(a)から(d)までの施設整備については、事業を実施することによる効果が高く、かつ、共同利用効率の優れた地区について認めることとし、1団地の受益面積は、おおむね2ヘクタール以上とする。

ただし、中山間地域等を事業実施地区とする場合並びに野菜、果樹及び茶を事業対象とする場合にあっては、おおむね1ヘクタール以上とする。

c aの(a)の「防霜施設」及び(b)の「防風施設」については、受電施設は含まないものとする。

d aの(a)の「防霜施設」及び(b)の「防風施設」については、試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。

また、団地内の受益地については、原則として隣接する園地であることを条件とする。ただし、受益地が道路等により分断され、隣接しない園地であっても、以下のいずれかの要件を満たし、かつ、試験研究機関、普及指導センター等の意見を聴き、地域の地理条件の状況等に照らして防霜効果又は防風効果の適切な発現が期待できる場合は、この限りでない。

なお、この場合、防風施設（ネット式鋼管施設を除く。）については、防風効果の期待される範囲は施設の接地面からの距離が当該施設の10倍から15倍までの範囲を基本とする。

(a) 園地が、道路のほか、水路、法面又は水田等他作物のほ場1枚により分断されていること。

(b) 当該事業実施地区を含む産地において、市町村、農業協同組合等による防霜施設又は防風施設の団地的な整備に係る年次計画が策定されており、その計画に当該事業実施地区が位置づけられているとともに、その計画の達成が確実に見込まれること。

さらに、防霜・防風効果の発現を高めるため、既存の防霜施設又は防風

施設と連携して設置する場合において、既存施設の受益者が、新規に整備する施設の受益者となる場合には、これを事業参加者に含め事業を実施できるものとするが、この場合においては、新規に整備される施設及び既存施設の保守・点検・管理等について、事業参加者が共同で実施することにより、事実上、一の共同利用施設として運用されるよう措置するものとする。

また、施設の保守、点検、管理等の効率化を図る観点から、やむを得ず地理的に離れた複数の団地を一の共同利用施設として整備する場合にあつては、それぞれの団地がbの受益面積の要件を満たすとともに、それぞれの団地の受益農家及び事業参加者が3戸以上となるようにするものとする。

- e aの(c)の「病虫害防除施設」については、病虫害発生予察施設、害虫誘引施設(防蛾灯等)、防虫施設、土壌消毒施設、薬剤散布施設等とするものとする。

(ク) 生産技術高度化施設

- a 生産技術高度化施設については、農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な以下の施設とする。

- (a) 技術実証施設
- (b) 省エネルギーモデル温室
- (c) 低コスト耐候性ハウス
- (d) 高度環境制御栽培施設
- (e) 高度技術導入施設
- (f) 栽培管理支援施設
- (g) 株分施設
- (h) (a) から (g) までの附帯施設

- b aの(a)の「技術実証施設」とは、先進的な新技術の実証に必要な共同栽培施設等とする。

- c aの(b)の「省エネルギーモデル温室」の設置については、「施設園芸の省エネルギー対策の推進について」に基づいて行うものとする。

また、地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等熱交換設備、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置並びに土壌消毒施設を現地の実態等に応じて装備するものとするが、自動換気装置は、必ず装備するものとする。

なお、設置に当たっては、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の地域資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係及び導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとする。

- d aの(c)の「低コスト耐候性ハウス」については、50m/s以上の風速(過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあつては、当該風速とすることができ。)に耐えることができる強度を有するもの、50kg/m²以上の積

雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格のものとする。

なお、必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設等を整備することができるものとする。

当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壌調査及び構造診断を行うものとする。

また、応募主体は、当該施設内の栽培・管理運営について、第三者に委託できることとする。この場合において、文書をもって受託者の責任範囲を明確にするものとする。

e aの(d)の「高度環境制御栽培施設」とは、作物の生育環境を最適に保つため、光環境を含んだ高度な環境制御が可能なシステム本体及びシステムを収容する施設をいうものとし、次のとおりとする。

(a) 完全人工光方式の施設を整備できるものとし、複合環境制御装置、照明装置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、集中管理棟、空調施設、自動かん水施肥装置及び自動炭酸ガス発生装置を整備するものとする。

空調施設とは、1年を通じて気温を一定に制御可能な設備とする。

なお、複合環境制御装置、照明装置、養液栽培装置及び空調装置は、必ず装備するものとする。

(b) 次に掲げるいずれかの新技术を用いた施設とする。

i 設置コスト又は施設の運営コストのいずれかが既存施設の設置コスト又は施設の運営コストのおおむね70%以下とする施設

ii レタス、リーフレタス、サラダ菜等の葉茎菜類以外の新たな品目を栽培する施設

iii 閉鎖循環型養液栽培装置等の環境負荷軽減に資する装置が装備された施設

iv 発電装置等運営経費削減のための装置が装備された施設

v 特殊波長の照明装置や高効率な空調装置等の新技术を用いた装置を装備した施設

vi その他新技术を用いた施設

(c) 当該施設の整備に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要するため、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売価格、販売先及び採算性を十分精査し、経営として十分成立し得るものであるかを確認するものとする。

特に、販売については、安定した販売先との契約等による販売が行われると見込まれ、これに基づく販売計画が策定されていることを確認することとする。

f aの(e)の「高度技術導入施設」は、施設園芸栽培技術高度化施設、有益昆虫増殖貯蔵施設、菌類栽培施設等とする。

(a) 「施設園芸栽培技術高度化施設」は、鉄骨（アルミ骨を含む。）ハウス

内に設置するものとし、複合環境制御装置、自動カーテン装置、養液栽培装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除機、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とする。

- (b) 「有益昆虫増殖貯蔵施設」は、建物、幼虫保存用冷蔵庫、幼虫飼育用環境調節機器、飼料調製用器具等、幼虫及び成虫の飼育保存機器並びにこれらに準ずるものとする。施設の能力は、原則として、当該地域の対象果樹の受粉及び受精並びに対象害虫の駆除に必要な昆虫量を供給できる水準のものとする。
- (c) 「菌類栽培施設」は、マッシュルームを対象とする。
- g a の (f) の「栽培管理支援施設」は、作業の軽労化や品質向上を図るため、園地管理軌道施設、花粉開葯貯蔵施設、パインアップル品質向上生産施設、用排水施設、点滴施肥施設、かん水施設及び土壌環境制御施設とする。
 - (a) 「園地管理軌道施設」の整備について、茶については、茶園複合管理機械と一体的に導入し、かつ、茶園複合管理機械が効率的に稼働できるように団地化しているものとする。
 - (b) 「花粉開葯貯蔵施設」は、建物、葯落とし機、開葯装置、花粉貯蔵施用冷蔵庫、花粉検査用器具及びこれらの附帯施設とし、その能力は、原則として、当該地域の対象果樹の人工授粉に必要な花粉の総量（自家自給分を除く。）を供給できる水準のものとする。
 - (c) 「用排水施設」とは、揚水施設、遮水施設、送水施設、薬液混合施設、明きょ等配水施設整備とし、「かん水施設」の整備については、スプリンクラー（立ち上がり部分）は、補助の対象としないものとする。
 - (d) 「パインアップル品質向上生産施設」の整備に当たっては、次の事項に留意するものとする。
 - i 応募主体が農業協同組合である場合には、当該施設を農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体に利用させることができるものとする。この場合において、応募主体は、共同利用規程を作成し、その適切な管理及び運営を図るものとする。
 - ii 応募主体又は i により施設を利用する営農集団は、施設の共同利用計画を作成し、その適正な管理及び運用を図るものとする。また、当該計画に併せて施設の効率的利用を図るために必要な場合に限り、当該施設を移動させることができるものとする。
- h a の (a) 及び (c) の施設を設置する場合に当たっては、共同利用を確保するために以下の内容を全て実施することとする。

なお、(a) から (c) までを実施するに当たっては、共同利用台帳を作成することとし、(a) については作業日、作業種類、作業者、作業時間等を、(b) については購入日、資材名、数量、価額、購入者等を、(c) については出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記することとする。

 - (a) 栽培管理作業の共同化

育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行うこととする。

(b) 資材の共同購入

肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとする。

(c) 共同出荷

出荷に際しては、共同で行うこととする。

(d) 所有の明確化

当該温室は、応募主体の所有であるということが規約又は登記簿により明らかであること。

(e) 管理運営

当該温室が共同で管理運営（利用料金の徴収及び一体的維持管理）されていること。

なお、低コスト耐候性ハウスの設置に当たっては、地域の立地条件等を考慮して、共同利用が確保される場合に限り、地域内において当該施設を分けて設置することができる。

(ケ) 種子種苗生産関連施設

a 種子種苗生産関連施設については、優良な農作物種子種苗の生産を支援するのに必要な以下の施設とする。

(a) 種子種苗生産供給施設

(b) 種子種苗処理調製施設

(c) 種子備蓄施設

b aの(a)の「種子種苗生産供給施設」は、優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル成型苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室、網室及びこれらに附帯する施設を整備することができるものとする。

なお、野菜については、栄養繁殖性野菜と種子繁殖性の地域特産野菜を対象とし、原原種苗、原種苗等の生産及び増殖を行い、農業者団体、採種農家等に供給するための種子種苗生産増殖施設並びに種子種苗を大量に生産し農業者に供給するための種子種苗大量生産施設を整備できるものとする。

c aの(b)の「種子種苗処理調製施設」は、地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査装置、種子の生産工程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。

d aの(c)の「種子備蓄施設」は、気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備蓄するための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽率等を検査する自主検査装置及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。

(4) 畜産物共同利用施設整備

畜産物共同利用施設整備については、次のとおりとする。

ア 一般基準

事業の実施に当たっては、家畜排せつ物及び施設排水について適切な処理が行

われるよう特に留意するものとする。

イ 個別事項

(ア) 畜産物加工施設

- a 畜産物加工施設については、以下の施設とする。
 - (a) 加工施設
 - (b) 貯蔵施設
 - (c) 荷受及び貯留施設
 - (d) 原料処理及び調製施設
 - (e) 急速冷凍室
 - (f) 搬送施設
 - (g) 計量施設
 - (h) 出荷及び包装施設
 - (i) 給排水設備及び残さ等処理施設
 - (j) 展示販売施設
 - (k) 新規用途向け乳製品製造等施設
 - (l) 充填施設
 - (m) 授乳・貯乳施設
 - (n) (a) から (m) までの附帯施設
 - (o) 機械器具等

畜産物加工施設については、地区推進事業を実施する国産原材料供給・利用協議会の構成員である生産者の生産する生産物を処理加工するものとするが、施設の効率的な利用等を図るため、品質及び規格の統一並びに計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、国産原材料供給・利用協議会の構成員以外の生産者により生産された生産物を扱う施設についても、事業対象に含めることができるものとする。

なお、施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査、実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。

また、原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続を行うものとする。

(イ) 家畜飼養管理施設

- a 家畜飼養管理施設については、以下の施設とする。
 - (a) 共同利用畜舎（肉用牛生産、養豚生産経営及び牛のほ育育成を行うためのもの。家畜飼養管理施設にあつては、肉用繁殖及びほ育育成を行うためのものに限る。以下同じ。）
 - (b) 共同利用フリーストール牛舎
 - (c) 共同利用ミルクングパーラー
 - (d) 共同利用ウインドレス鶏舎
 - (e) 放牧利用施設
 - (f) 共同利用畜舎と一体的に整備する設備
 - (g) 共同利用畜舎と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設
- b aの(a)から(d)までの施設整備については、建築基準法施行令等関

係法令、構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、1棟がおおむね500㎡以下の施設について、少なくとも建造物の構造部分（柱、梁）について木材を利用することを原則とし、1棟が500㎡を超える畜舎についても、コスト等の観点から木材利用が可能な場合は積極的に利用するものとする。

c aの（a）から（d）まで、（f）及び（g）に係る条件整備について、事業実施地域は、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の4第1項の規定に基づく計画を作成した市町村の区域内（作成が確実な市町村の区域内を含む。）とする。

d aの（a）から（d）までの施設については、施設の管理について次の条件を満たすものとする。

（a）当該施設は、次の条件を満たしている場合は、1施設用地（地形又は地物によって画される地続きの土地であって、一体的に施設用地に供されるものを含む。）を2棟以上に分けて整備することができるものとする。

i 同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模（建物面積、収容頭数等）は、原則として同一であること。

ii 当該畜舎で飼養されている家畜の種類及び飼養管理体系が同一であること。

iii 事業参加者において、家畜排せつ物の共同処理、飲雑用水等の共同利用等が図られること。

（b）当該施設のうち畜舎等に附帯する放飼場及び飼料調製等施設は、畜舎等に近接して整備することが望ましいが、土地の権利調整、自然条件等からこれが困難な場合は、日常の飼養管理に支障を来さない範囲内で、一定の距離をおいて整備することは差し支えないものとする。

（c）畜舎の共同利用及び家畜の管理のための事務所、管理人室等を畜舎とは別棟として整備する必要がある場合には、その整備を次の基準により行うものとし、経営面からみて過大な施設とならないよう、特に留意するものとする。

i 場所

原則として、当該施設の敷地内又は隣接地に整備することとする。ただし、地形等自然条件からみて敷地内又は隣接地に整備することが困難な場合にあっては、家畜管理上支障を来さない範囲内でその他の土地に整備することができるものとする。

ii 規模

（i）管理舎1棟当たりの規模は、次の方法により算出した面積の範囲内とする。

面積＝40㎡（共用部分）＋10㎡（管理人1人当たり専用部分）×管理人等人数

（ii）（i）の共用部分は、事務室、炊事場、浴室等とし、管理人等人数は、家畜の飼養計画頭数及び飼養形態からみて必要最小限とする。

e aの（a）の「共同利用畜舎」においては、次のとおりとする。

（a）当該施設は、肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成における新生産シ

- システムの実践・普及のためのものであること。
- (b) 当該施設を (a) の目的に用いるには、次の条件を満たすこととする。
- i このメニューでいう新生産システムとは、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産体系全体として改善（生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮を活用することによる生産性の向上等）がなされるものをいうこととする。
 - ii 応募主体のうち「その他農業者の組織する団体」以外の者が応募主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。
 - (i) 当該施設の所有は、応募主体に属するものであること。
 - (ii) 応募主体は、新生産システムをモデル的に実践させること（以下「モデル実践活動」という。）を行うための対象施設、貸付期間、利用量等を内容とする利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。
 - (iii) 応募主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれを基に指導を行い、畜産経営は、応募主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産工程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。
- f aの(b)の「共同利用フリーストール牛舎」及びiiiの「共同利用ミルクパーラー」においては以下のとおりとする。
- (a) 当該施設は、新生産システムの実践・普及のためのものであること。
 - (b) 当該施設を (a) の目的に用いるに当たっては、eの(b)に準じるものとする。
- g aの(d)の「共同利用ウインドレス鶏舎」においては、以下のとおりとする。
- (a) 対象となる施設は、閉鎖型で無窓構造の高病原性鳥インフルエンザ等に対する防疫のためのものに限る。
 - (b) 応募主体は農業者で構成され、農業協同組合連合会、農業協同組合若しくはこれらが有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体以外の者との間に経営上の上下関係がないこと。
 - (c) その他、eの(b)に準じるものとする。ただし、eの(b)のiiの(ii)に規定するモデル実践活動を行う畜産経営は3戸以上で構成されるものとする。
- h aの(f)の「共同利用畜舎と一体的に整備する設備」については、以下のとおりとする。
- (a) aの(a)から(d)までの施設と合わせて措置するものとする。
 - (b) 対象となる設備は、生産工程に直接に関わり、かつ、共同利用畜舎等に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか若しくは共同利用畜舎等で行われる生産工程のあり方の本質に関わるものとする。
 - (c) (b)の規定にかかわらず、生産物を一時的に保管する設備については

対象としないものとする。

i aの(g)の「共同利用畜舎と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設」については、以下のとおりとする。

(a) aの(a)から(d)までの施設と合わせて措置するものとする。

(b) この施設に係る事業の実施に当たっては、家畜排せつ物及び施設排水(aの(c)に係るものを含む。)について適切な処理が行われるよう特に留意する。

4 留意事項

(1) 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、「農山漁村の男女共同参画社会の形成に関する総合的な推進について」（平成11年11月1日付け11農産第6825号農林水産省経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、水産庁長官通知）に基づく男女共同参画社会の形成に向けた施策の着実な推進に配慮するものとする。

(2) 環境と調和のとれた農業生産活動の促進

整備事業の応募主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、原則として、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する農業者から、点検シートの提出を受け、点検を実施した旨を確認するものとする。

ただし、施設等を利用する農業者が不特定多数である等、点検シートの提出を受けられる農業者の特定が困難な場合は、この限りではない。

(3) 農業共済等の積極活用

本事業において国産原材料農畜産物の生産に携わる関係者は、本事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済（以下「農業共済」という。）への加入に努めるものとする。

(4) 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、本事業の応募主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成13年3月23日付け環産第116号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」（平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、園芸用使用済みプラスチック等の適正処理を推進するための組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

(5) 周辺景観との調和

本事業により、共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

(6) 配合飼料価格安定制度への加入促進

畜産振興に係る共同利用施設整備（畜産物の処理・加工・流通関連施設を整備する場合を除く。）を実施する応募主体又は事業実施に伴う受益者のうち配合飼料を購入している者又は団体（以下「畜産経営者」という。）は、「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林事務次官依命通

知)に定める「配合飼料価格安定基金」(以下「基金」という。)が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する基本契約及び配合飼料の価格差補てんに関する毎年度行われる数量契約(以下「数量契約」という。)の締結を継続するものとする。また、前年度末時点において基金との数量契約を締結していない畜産経営者にあつては基金との契約を締結するよう努めるものとする。

第13 審査方法

1 補助金等交付候補者の選定

- (1) 生産局長を除く地方農政局長は、第7の1から3までの補助要件に合致した事業実施計画を選定し、生産局長に提出するものとする。
- (2) 生産局長は、(1)により地方農政局長が選定した事業実施計画及び第11の1により提出された事業実施計画について、原則として別表2に掲げる基準ポイントの合計が高い順に採択優先順位等を定め、生産局長を除く地方農政局長に通知するものとする。なお、整備事業にあつては、財政法(昭和22年法律第34号)第34条の2第2項の承認の後とする。
- (3) 地方農政局長は、(2)の採択優先順位等を参考に事業実施主体となり得る者(以下「補助金等交付候補者」という。)を選定し、その旨を補助金等交付候補者に対し、別記様式第3号により通知するものとする。

2 交付決定に必要な手続

補助金等交付候補者は、「産地活性化総合対策事業実施要綱」(平成23年4月1日付け22生産第10888号農林水産事務次官依命通知)、「産地活性化総合対策事業実施要領」(平成23年4月1日付け22生産第10890号生産局長通知)の内容を承知した上で、「産地活性化総合対策事業補助金交付要綱」(平成22年4月1日付け21生産第9814号農林水産事務次官依命通知)に基づき、地方農政局長に対して交付申請を行うものとする。